

資金繰り対策等のまとめ

平成 23 年 3 月 24 日
サービス産業課

経済産業省がこれまでに実施しております、企業の資金繰り対策等の情報をまとめました。先日 16 日にお届けした情報から更新されている部分に下線をつけております。会員企業の皆様に広く周知をお願い致します。

サービス業の定義

中小企業基本法第 2 条において、中小企業の定義が規定されており、以下の通りとなっております。

	従業員数	資本金
中小企業	100 人以下	5000 万円以下
中堅、大企業	100 人より多い	5000 万円より多い

中小企業の皆様へ

- ①公的金融機関に対して、年度末の土日相談について、各支店の被災状況等を十分に踏まえ、可能な範囲で、窓口を開設することを要請しております。
- ②商工会議所等の中小企業団体及び公的金融機関に対して、各地の状況に応じて、可能な範囲で対応して頂けるよう、以下の要請をしております。
 - ・本件地震災害に対する「特別相談窓口」の設置
 - ・災害復旧貸付の適用
 - ・既往債務の返済条件緩和等の対応
- ③中小企業基盤整備機構に対して、小規模企業共済制度における災害時貸付の適用、共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予、共済金支払いの迅速化等を要請しております。また、直接罹災共済契約者に対する貸付金利を 0.9%から無利子とするとともに、貸付限度額を 1000 万円から 2000 万円に引き上げ、償還期間を 1 年延長する等の追加措置を実施しております。11 日以降、既に貸付を受けた共済契約者についても遡って同措置を適用できるようにしております。
- ④中小企業基盤整備機構に対して、中小企業倒産防止共済制度における共済掛金の納付・共済金貸付けの返済支払いの猶予、共済金支払いの迅速化等を要

請しております。

- ⑤事業協同組合及び火災共済共同組合が行う共済事業に関して、共済金支払いの迅速化、共済掛金の払込期限の延長等を要請しております。
- ⑥対象地域を全国として、被災中小企業に対して、信用保証協会による災害関係保証（100%保証。保証限度額は無担保 8 千万円、普通 2 億円）を実施しております。また、審査書類の簡素化や返済期日後の期間延長等の対応ができるよう措置しております。
- ⑦日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等の災害復旧貸し付けの貸付金利引き下げ（0.9%）を実施しております。また、今般の地震災害等の影響で既往債務の延滞が生じている場合で、返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予等の対応ができるよう措置しております。
- ⑧信用保証協会によるセーフティーネット保証 5 号の業種について、本年 4 月以降、対象業種を絞り 48 業種とする予定であったところ、来年度上半期においても 82 業種に拡大することとしました。（サービス業については、翻訳業、写真業、エステ、冠婚葬祭の方々も改めて対象となります。）

中堅企業、大企業の皆様へ

- ①指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）の危機対応融資制度が開始しました。被災地の企業の皆様に対して、原則、企業規模に関わらず 20 億円の融資、社会資本整備に関するものについては限度なし、で融資が受けられる制度です。

※制度の対象を拡大し、被災地以外の企業の皆様に対して、今般の震災の影響によって生じる運転資金等のニーズに応えられる制度にできないか検討中です。これに伴い、皆様には、現在、資金ニーズ調査の依頼をさせて頂いております。